

○環境省令第三号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

環境大臣 松本 龍

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。」を「は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号

とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項各号の測定（第一号及び第四号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七條の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百條の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。

二 前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

別表第一備考二中「規格K二五四一」を「規格K二五四一―一から二五四一―七まで」に、「規格Z八七六二」を「規格Z八七六二―一から八七六二―四まで」に改める。

様式第七を次のように改める。

様式第7（第15条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
 測定者の氏名
 測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時 間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	C s	(mg/Nm ³)					
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	C	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 5 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第八裏中「20万円」を「30万円」に、「三」を「四」に改める。

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年

総理府
通商産業省

令第二号)の一部を次のように改正する。

第九条各号を次のように改める。

- 一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により特定施設(法第二条第二項に規定する特定施設に限る。)の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)様式第一別紙四により申請したものをいい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。)については一年に

一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上）、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは

認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七十条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当

該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第七十七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

様式第十一裏面中「第14条の7第1項、第14条の8第5項」を「第14条の8第1項、第14条の9第5項」に、「20万円」を「30万円」に改める。

（排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則別表の備考1中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び附則別表の備考1中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十
一号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第八による証
明書及びこの省令による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第十一による証明書は、その有効期間内に
おいては、この省令による改正後の大気汚染防止法施行規則及びこの省令による改正後の水質汚濁防止法
施行規則による証明書とみなす。